

# 犯罪加害者への責任帰属に関連する心理的要因の検討 — 傷害致死事件の場合 —

小 俣 謙 二

## 序

一般市民が刑事裁判に関与する裁判員制度が2009年5月21日に施行され、8月3日には最初の公判が開始された。これについては司法のみならずさまざまな分野で賛否両論の意見が出されたが、心理学的には、個人の行為の責任を第三者が何に帰属させるのか、という原因（因果）帰属ないしは責任帰属の問題とみなすことができる。

司法判断とくに量刑判断などを責任性判断と同一に扱うことは適切ではないことは言うまでもないが、それらの判断の基礎には責任性の判断があることは異論のないところであろう。もし、責任判断が純粹に論理的に行われるのであればおそらくそこに心理学的視点を敢えて加える必要はないと思われる。しかし、ヒトの判断、認知が様々な要因によって歪められることは心理学的研究の示すところである。他者の行為の因果帰属もこのような心理から自由ではないといえる。たとえば、第三者は当該の現象の原因（責任）を帰属するにあたり、まず第三者の人格、態度などの内的要因に帰属させ、その後、状況要因への帰属が検討されるという考えもある（対応バイアス、森, 2009）。あるいは第三者の特性が帰属過程に歪みをもたらすともいわれている（Shaver, 1975）。なかでも、Festinger(1971)の認知的不協和理論やストレス研究が示すように、ヒトは認知的構造の安定性を求め、その構造が不安定になると不快やストレスを感じ、それを解消しようとして認知を歪めることはよく知られている。裁判での裁判員の判断もまた、それが責任帰属の一つであるという意味では、こうした心理的メカニズムと無関係ではない。したがって、責任帰属がどのような要因によって影響を受けるかを明らかにすることは、帰属理論の発展という理論的意味のほかに裁判員制度で生じる可能性のある評価の歪みの理解と防止という実際の意味がある。

とはいえ、先にも述べたように、心理学でいう責任と法律的な責任も必ずしも対応しない（この部分の議論については石村ほか, 1986; 諸井, 1987; 外山, 2005に詳

しい)。法律の意味での責任には「行為の意図性」あるいは「統制可能性」などの基準が設けられるが、心理的責任の場合にはそれよりも広い可能性がある。しかし、責任は単純な因果性の知覚とも異なる。Shaver(1975)は責任と因果性との違いを、前者は情緒的な側面の影響を受けるが後者は受けないとし、帰属理論で言われる責任は「因果関係の側面」に加えて、結果が肯定的に評価されるか否定的に評価されるかという「情緒的側面」をも含んでいるという意味で、道義的責任に近いとも述べている。同様の指摘は諸井(1987)も行っている。したがってここでは責任帰属を「道義的に否定的な結果が生じた際にその原因を特定の個人(または集団)に帰属させること」として用いる。このように責任帰属を定義すると、上記の行動の意図性やコントロール可能性などは責任判断の決定因あるいは構成要素と捉えることができよう。類似の指摘はWeiner(2001)によっても指摘されている。また、結果の予見可能性foreseeabilityや強制coerceの有無(Shaver, 1985)などもまた責任判断の決定因と捉える事ができる。

このような、ある事件の責任を特定個人に帰属させる判断過程に影響を及ぼす要因のうち、上に述べた行動の意図性、コントロール可能性、結果の予見可能性や強制などは、事件の発生状況に含まれるという意味では状況要因といえる。一方、評価する側の要因、たとえば性別、価値観、社会経済的地位などは評価者要因として状況要因からは区別できよう。とはいえ、状況要因も評価者が認知したものであるという意味では主体の側に属するものということもできる(Shaver, 1985)。あるいは上記の状況要因のうち加害者(被害者)に関する要因を別のカテゴリーに入れ、状況要因、加害者要因、被害者要因、加害者-被害者関係要因、評定者要因といった区別も可能かもしれない。それらのうち、研究初期から議論されてきたのが、防衛的帰属の議論から発展した状況的関連性situational relevanceと個人的関連性personal relevanceである。

防衛的帰属はWalster(1966)による自動車事故の責任帰属研究から発展した評定者の心理的メカニズムである。彼女は被害が大きくなるにしたがって加害者(この実験では被害者でもある)に大きな責任の帰属がなされることを見出し、この帰属を、評定者は被害が大きい事故が自分にも起きると考えることを回避しようとし、そういった稀なことが生じるのは加害者(被害者)に問題があるためであると考え、当事者に厳しい基準を適用するためである、と解釈した。その後、Shaver(1970)は、必ずしもWalsterの結果が確認できるものではないことを示し、帰属は加害者と評定者の関連性(類似性)によるとし、その関連性として状況的関連性(類似性)と

個人的関連性（類似性）の概念を提案した。彼によれば、状況的関連性がない場合には評定者は合理的な判断をおこなうが、状況的関連性がある場合には防衛的帰属でも個人的関連性のあり方によって判断が異なってくるとされる（Shaver, 1985, p135）。すなわち、状況的関連性があるが個人的関連性がない場合には、評定者は「自分は事件・事故の当事者（加害者または被害者）とは違う行動をする」と考え、「当事者に大きな責任を帰属させる」。一方、状況的関連性があり、個人的関連性もある場合には、評定者は自分も事件・事故に出会う可能性を除去できないと考えるため、当事者への非難を小さくする。すなわち事件・事故に巻き込まれた時の自分にも想定される非難を小さくするために、当事者への責任帰属は小さくなる、と解釈した（Shaver, 1970; 1985）。前者は危険回避harm avoidance、後者は非難回避blame avoidanceの心理ともいわれ、区別される（Shaver, 1970; 諸井, 1987; Johnson and Workman, 1992）。

一方、Chaikin and Darley (1973)は、ミスを起こしたスーパーバイザーの役割後に自分も行うことになっている（高状況関連性）被験者はスーパーバイザー（加害者）にミスの責任を帰することはしないが、後で作業者（被害者）の立場になる被験者はスーパーバイザーに責任を帰することを示した。彼らはこれを、評定者は、将来自分が立つことになる立場に該当する当事者の責任を小さく評価する非難回避の心理によるものと解釈した。これを被害者への責任帰属に当てはめると、予測は、被害者との状況的関連性が高い評定者は被害者に責任を帰する傾向が弱まるとなり、Walsterの予測とは逆になる。また、社会は公正の原理で成立しているため、重大な被害に遭った被害者にはそれを受けるに値する何らかの落ち度、欠点があるのであって、重大事故や事件の被害者に責任を認めることを予測するLerner (1965)の正当世界信念belief in a just worldとも対立することとなる。

もちろん、加害者への責任帰属と被害者への責任帰属では異なる心理的メカニズムが働くことは十分予測できるが、犯罪の加害者への責任帰属の分野では、性犯罪の研究で、男性評定者の場合、自分が加害者になる確率を高く評価すると加害者への責任帰属が小さくなるが、個人的関連性は加害者への責任帰属とは関係がないなど（Workman and Freeburg, 1999）、Chaikin and Darley (1973)の解釈に一致する報告がある。翻って我が国のこの種の研究をみると、事故の責任を扱った研究はあるものの（たとえば諸井, 1987参照）、犯罪分野での責任帰属研究はまだほとんどない。しかし欧米社会のような個人主義的社会と日本のような伝統的性役割観、家族主義的価値観の強い社会とでは加害者（被害者）への帰属の程度が異なるという性

犯罪被害者への責任・非難帰属の研究結果を考えると (Willis, 1992; Sigal et al., 2005; Yamawaki & Tschanz, 2005), 欧米の知見をわが国に単純に当てはめるのは危険であろう。したがって, 我が国独自の研究の必要性は明らかである。また, 我が国での知見と従来の欧米の知見との比較は責任帰属研究自体にも寄与するものと考えられる。

以上の問題意識から本研究では傷害致死と解釈できる状況下での加害者への責任帰属に評定者と加害者の状況的関連性と個人的関連性がどのように作用するかを検討した。傷害致死の場面を設定した理由は次の理由による。まず, シナリオの内容としては, 被害が大きい場面であることが責任帰属の歪みを発生させるために必要である。被害が最も甚大な事件としては殺人事件が考えられるが, 日本での殺人事件の認知件数は非常に少ない。したがって, 殺人事件では評定者の日常生活からかけ離れた場面となり, 評定者自身が設定場面を現実的に受け止めにいくくなる可能性がある。これは望ましいシナリオの設定条件から離れるという問題が生じる (Bieneck, 2009)。そのために, 大学生の生活でも起こりえるような場面として, 「はずみ」で相手を死に至らしめるような致死の条件を設定することとした。

仮説としてはいくつかの対立する結果が立てられる。①Shaver(1970)によれば, 状況的関連性が高くなると, Walster(1966)が考えたように, 自分(評定者)はそのような場面では異なる反応をすると考え, 事件が起きたのは加害者の問題によると考える傾向が強まり, **責任を加害者に帰する傾向が強くなる**と予想される(危険回避)。同時に, Shaver(1970; 1985)の解釈からは, これは個人的関連性が高い場合には生じないとされる。したがって, 状況的関連性が高く, 個人的関連性も高い場合には非難を回避するために**加害者への責任帰属は小さくなる**とも予測できる。②一方, Chaikin and Darley(1973)によれば, 将来自分が同じ状況に立つ可能性のある加害者への非難を小さくしたいという心理が働くために, 個人的類似性とは関係なく, **加害者への責任帰属は小さくなる**と予測できる。本研究では以上の仮説を検討した。

なお, 本研究では責任のほかに「落ち度」についても尋ねることとした。これは二つの概念が異なり, 落ち度のほうが意図的ではない行為にも当てはめられる(責任の場合には「意図した行為」が問題となる)という意味で, より広い概念と考えられたことによる (Shaver, 1985)。また, 日本人の場合, 責任の語よりも落ち度のほうが身近な概念と考えられたことによる (小俣, 2008; 白岩, 宮本, 2009)。

## 方法

### 【被験者】

被験者は大学生を中心とした18歳から26歳の男女100名（男子51名，女子49名）である。平均年齢は20.5歳（男子20.6歳，女子20.4歳）であった。

### 【手続き】

実験者は大学生や知り合いに個別に「暴力行為と怒り」に関する調査への協力を依頼した。その際に，調査への協力は強制ではないことを告げた。協力を承諾した被験者は質問紙を手渡され，その場で回答した。実験者は回答後の質問紙を被験者の面前で封筒に入れ，匿名性を確保することを伝えた。なお，協力の任意性，匿名性の確保などは質問紙の表紙にも書かれており，被験者はそこで確認することもできた。

質問紙は大きく二部構成となっており，最初に本研究の目的に対応した下記の項目があり，後半は「暴力と怒り」に関する項目となっていた。したがって，本研究の目的とは関連しない暴力と怒りに関する項目の検討はここではおこなわない。

事件のシナリオと加害者への責任帰属に関する項目として分析した項目は以下のとおりである。

（シナリオ）

被験者に下記の暴力事件に関するシナリオを「**次にあげてあるのは，ある事件に関する記事です。この事件についてあなたのお考えをお聞きます。その事件をお読みいただいたうえで続く質問にお答え下さい。**」の教示とともに示した。

「事件：Aは親元を離れて暮らす20歳の男子大学生である。

彼はその日，友人のBと居酒屋で飲みながらBの相談にのることになっていた。Bは付きあっている女性とケンカし，彼女から「別れる！」と強くいわれていた。AとBは近くの居酒屋で酒を飲みながら話していた。2時間ほど飲んでいる間，Bは彼女とのことを愚痴り続け，Aもうんざりしてきた。そのうちに，Bの酔いが回り，ろれつもあやしくなってきたので二人は店を出たが，帰りの路上でもBは彼女とのことをぐちり続けた。いい加減いやになったAはBを叱咤激励（しったげきれい）するつもりでBを「いいかげんにしろ！」と言って軽く殴ってしまった。Bはそれに激高し，Aに殴りかかろうとしたので，さらにAはBを殴った。Bは路上に倒されたが，再度Aに殴りかかり，二人は結局殴りあうことになってしまった。気がつくともBが路上にあおむけに倒れ，頭から血を流していた。Bは病院に搬送されたがその夜，死亡し

た。Aは暴行傷害致死の疑いで検挙された。」

(質問項目)

- ①責任帰属：A（加害者）とB（被害者）それぞれへの責任の比率を，両者への帰属の比率の合計が10となるように尋ねた。
- ②落ち度：加害者の「落ち度」の程度を「落ち度があったという意見への同意の程度」で尋ねた。同意の程度は5段階（1＝同意せず；5＝同意）で測定した。
- ③個人的関連性（男性被験者のみに質問）：男性被験者には，個人的関連性を「自分とAとの類似性」で尋ねた。類似度の判定は5段階（1＝全く似ていない；5＝よく似ている）で尋ねた。
- ④状況的関連性（男性被験者のみに質問）：男性被験者には，状況的関連性を「Aに起きたことが自分にも起きる可能性」で尋ねた。可能性の判定は4段階（1＝全くない；4＝非常に高い可能性がある）で尋ねた。

## 結果

(全体的傾向と性差)

まず，Aへの責任帰属，落ち度の評価について男女で差が見られるかを検討した。Aの責任の比率は男子学生で平均6.7，女子学生で平均6.4と，有意差は認められなかった。いずれもA（加害者）のほうが被害者であるBよりもやや大きな責任があるという評価といえる。同様に，Aの落ち度についても，男女とも3.9で有意差はなく，「落ち度があった」という意見に「どちらかといえば同意する」という評価であった。

表1 相関によるAへの責任帰属，落ち度評価と個人的関連性，状況的関連性の関係の検討  
(男子学生)

	責任帰属	落ち度	個人的関連性	状況的関連性
責任帰属	-	0.206	-0.014	-0.434**
Aの落ち度		-	0.138	-0.062
個人的関連性			-	0.253+
状況的関連性				-

+ . . . p<0.10, \*\* . . . p<0.01

(責任帰属、落ち度と関連性の分析)

責任帰属と加害者の落ち度の有無の評価と状況的関連性と個人的関連性の関係については、関連性の項目が男子被験者のみに尋ねている項目であるため、男子のみ検討した。なお、表1が示すように、Aへの責任帰属と落ち度の評価の間には関連性は認められなかった。また、状況的関連性と個人的関連性の間には正の相関が窺えるものの有意な水準には至らなかった。

まず、状況的関連性、個人的関連性の得点により、高関連群、中関連群、低関連群にそれぞれ群分けし、Aへの責任帰属の比率、Aの落ち度ありへの同意度を比較した。しかし2種類の関連性の得点はいずれもあまり高くなく、状況的関連性では「ある程度の高さで可能性がある」と「非常に高い可能性がある」とした男子学生は22%に過ぎず、56%が「ゼロではないが可能性は低い」と回答していた。したがって、「ある程度の高さで可能性がある～非常に高い可能性がある」と回答した被験者を高状況的関連性群(N=11)、「ゼロではないが可能性は低い」と回答した被験者を中状況的関連性群(N=28)、「全くない」とした被験者を低状況的関連性群(N=11)として比較を行った。同様に、個人的関連性でも、「似ている」とした男子学生は少なく、「どちらともいえない」を入れても35.3%の学生がそう回答したに過ぎなかった。33.3%、31.4%の学生は「似ていない」「どちらかといえば似ていない」と回答した。したがって、「どちらともいえない～似ている」と回答した被験者を高個人的関連性群(N=18)、「どちらかといえば似ていない」と回答した被験者を中個人的関連性群(N=16)、「全く似ていない」とした被験者を低個人的関連性群(N=17)として比較を行った。

図1に状況的関連性の高関連性群、中関連性群、低関連性群について、Aへの責任帰属の比率(平均値)を示した。図から明らかなように、状況的関連性が高くなるにつれAに責任を帰属させる傾向が弱くなった(高関連性群5.73, 中関連性群6.75, 低関連性群8.36)。一要因の分散分析の結果は $F=4.051$ ,  $df=2/47$ ,  $p=0.024$ で有意であった。さらに多重比較(TurkeyのHSD検定)をおこなったところ、高関連性群と低関連性群間で有意差が確認された( $p=0.019$ )。しかし、Aに落ち度があったとする意見への同意では、高関連性群が3.73, 中関連性群が4.18, 低関連性群が3.55で、有意差はなかった。

一方、個人的関連性の三群では、Aへの責任帰属の比率、Aの落ち度に関する評価のいずれも群間で差は認められなかった。Aへの責任帰属の比率は高個人的関連性群が6.67, 中個人的関連性群が7.06, 低個人的関連性群が6.94であった。Aの落ち

度に関する評価はそれぞれ順に4.06, 4.00, 3.76であった。

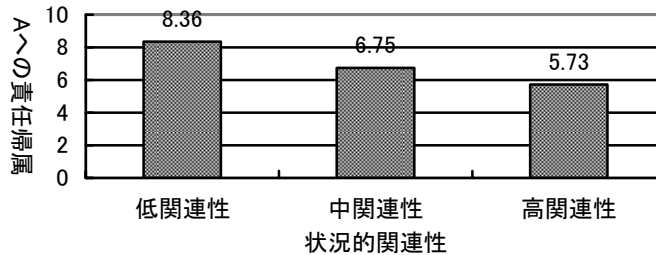


図1 状況的関連性とAに帰属される責任の比率

同様の結果はAへの責任帰属の比率, Aの落ち度の評価と状況的関連性, 個人的関連性の関係を相関で検討した場合も確認された(表1)。表1が示すように, A(加害者)への責任帰属と有意に相関していた変数は状況的関連性であった。自分も同じ場面に遭遇する可能性が高いと判断する評定者ほど加害者の責任を小さく評価することが分かる。しかし, 個人的関連性は関係しなかった。

一方, Aの落ち度の有無に関する判断では, 有意に相関した変数はなかった(表1)。

次に, 状況的関連性が高く個人的関連性が高い場合に責任帰属が弱まるという仮説を検討するために, 高状況的関連性群の被験者をさらに個人的関連性の高い被験者(N=6)と低い被験者(N=5)に分け, 責任帰属と落ち度の評価を比較した。しかし責任帰属の比率, 落ち度評価のいずれも差は認められなかった。

## 討論

本研究では傷害致死という重大な事件を起こした加害者の責任を第三者が判断する際に, その判断に影響する要因を, 大学生を用いて検討した。検討した要因は状況的関連性と個人的関連性であった。

いくつか対立する仮説が従来の研究からたてられた。すなわち, 状況的関連性が高くなると, 自分(評定者)はそのような場面では異なる反応をすると考え責任を加害者に帰する傾向が強くなると予想された(Shaver, 1970)。逆に, 状況的関連性が高い場合には将来自分が同じ状況に立つ可能性が高くなるため, 加害者への非難



を小さくしたいという心理が働き、加害者への責任帰属は小さくなるとも予測できた(Chaikin and Darley, 1973)。結果は、後者が生じることを示した。したがって、Chaikin and Darley(1973)が述べたように、評定者が当事者と同じ立場に立つ可能性が高い場合には危険回避(harm avoidance)よりも、後に自分にも向けられる非難を小さくする、非難回避(Blame avoidance)の心理が有意に働くといえよう。

一方、個人的関連性については、自分も同じミスを犯す可能性が高いと考えられるために加害者の責任を小さく評価するという仮説を立てることができる(Wokman and Freeburg, 1999)。しかし、結果は、個人的関連性は責任帰属と無関係であった。関連して、本研究では男子学生と女子学生の比較も行った。個人的関連性としては加害者と同じ性である男子学生の方で個人的関連性が高いとなる(Chaikin and Darley, 1973)。しかし、性差で検討した場合も責任帰属に差は認められなかった。この結果からも、本研究に関する限り、個人的関連性の影響は認められないといえよう。

さらに、Shaver(1970; 1985)の解釈からは、非難回避による責任免除は状況的関連性が高く、個人的関連性も高い場合に顕著になるという予測も考えられた。しかし、高状況的関連性の男子被験者を個人的関連性の高低で分け、責任帰属を比較したが、明確な差は認められなかった。その意味では、本研究結果は状況的関連性の影響の強さを窺わせるものといえるかもしれない。ただし、この仮説については、被験者数が少なかったこと、状況的関連性が全般的にあまり高くなかったことを考えると、さらに検討する余地が残されている。

次に、本研究では責任概念に関連して「落ち度」についても第三者の評価を尋ね、それに影響する要因を検討した。まず、責任帰属と落ち度の有無の評価の関係をみると、両者は一見すると密接に関係しているようにも思われる。実際、Shaver(1985)のように、落ち度(negligence)の有無に「行為の意図性・自発性」が加わると責任となるとあるように、段階的にとらえる意見もある。しかし、今回、両者には密接な相関関係は認められなかった。これは性犯罪被害者への責任帰属を問題とした小俣(2008)や白岩と宮本(2009)の解釈と対応する。しかも、本研究結果では、状況的関連性も個人的関連性も落ち度の有無の評価には関係せず、責任帰属との違いが認められた。したがって、責任と落ち度、過失は別の要因に規定される可能性がある。同様に、責任と非難も概念的に区別する必要性が指摘されており(Harvey and Rule, 1978; Critchlow, 1985)、これらの概念の整理の必要性を本結果は示唆しているのかもしれない。

最後に、状況的関連性と個人的関連性の関係について一言触れておく。今回の調査では両者に有意な相関は認められなかったものの、正の相関傾向が窺えた。状況的関連性が「当事者と同じ場面に会える可能性」とするならば、当事者と似ている、すなわち個人的関連性が高い評定者は、行動傾向が類似し、生活態度も類似して行くために、状況的関連性が高くなるという結果は十分予測できる。その意味では両者の関係を今後も検討する必要があるかもしれない。

以上、本研究は犯罪加害者への責任帰属に影響を及ぼす要因を、日本人の大学生を対象として検討した。その結果、評定者の責任判断が、単に論理的な思考や合理的な理由からのみ行われるのではなく、評定者の防衛的態度の影響を受けて行われる可能性を示した。裁判員制度は判例や量刑基準などさまざまな条件を勘案して行われることはいままでのないが、それを行うのが「法的責任判断の素人」であることを考えると、こうした一般人の判断過程のメカニズムに対する理解の必要性は大きく、今後さらに検討する必要があることを本研究は示すものといえよう。

## 引用文献

- Bieneck, S., (2009) How adequate is the vignette technique as a research tool for psycho-legal research? In Oswald, M. E., Bieneck, S, and Hupfeld-Heineman, S. (eds.) *Social Psychology of Punishment of Crime*. Chichester, UK: Willey & Sons.
- Chaikin, A. L., and Darley, J. M. (1973) Victim or perpetrator?: Defensive attribution of responsibility and the need for order. *Journal of Personality and Social Psychology*, 25, 268-275.
- Critchlow, B. (1985) The blame in the bottle: Attributions about drunken behavior. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 11, 258-274.
- Festinger, L. (1971) Cognitive dissonance. *Contemporary Psychology. Readings from Scientific American*. San Francisco, US: Freeman and Company.
- Harvey, M. D., and Rule, B. G. (1978) Moral evaluations and judgments of responsibility. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 4, 583-588.
- 石村善助, 所一彦, 西村春夫, (1986) 責任と罰の意識構造. 東京, 多賀出版
- Johnson, K. K., and Workman, J. E. (1992) Clothing and attributions concerning sexual harassment. *Home Economic Research Journal*, 21, 160-172.
- Lerner, M. J. (1965) Evaluation of performance as a function of performer's reward and attractiveness. *Journal of Personality and Social Psychology*, 1, 355-360.

- 諸井克英, (1987) 防衛的帰属理論に関する実験的研究—交通事故の当事者に関する責任判断を中心として—. 静岡大学人文論集, 38, 33-74.
- 森津太子, (2009) 原因帰属と社会的推論・判断. 遠藤由美 (編) 『いちばんはじめに読む心理学の本2 社会心理学』, 京都: ミネルヴァ書房
- 小俣謙二, (2008) 性犯罪被害者に対する第三者の態度に関与する心理要因. 日本心理学会第72回大会発表論文集, 443.
- Shaver, K. G. (1970) Defensive attribution: Effects of severity and relevance on the responsibility assigned for an accident. *Journal of Personality and Social Psychology*, 14, 101-113.
- Shaver, K. G. (1975) An introduction to attribution processes. New Jersey, US: Winthrop.
- Shaver, K. G. (1985) The attribution of blame. Causality, responsibility, and blameworthiness. NY, US: Springer-Verlag.
- 白岩裕子, 宮本聡介, (2009) 犯罪被害者に対する有責性帰属の検討1—被害者に対する印象との関連性について—. 日本社会心理学会第50回大会発表
- Sigal, J., Gibbs, M. Goodrich, C., Rashid, T., Anjum, A., Hsu, D., Perrino, C., S., Boratav, H. B., Carson-Arenas, A., van Baarsen, B., van der Pligt, J., and Pan, W. (2005) Cross-cultural reactions to academic sexual harassment: Effects of individualist vs collectivist culture and gender of participants. *Sex Roles*, 52, 201-215.
- 外山みどり, (2005) 責任の帰属と法. 菅原郁夫, サトウタツヤ, 黒沢香 (編) 『法と心理学のフロンティア』, 京都: 北大路書房.
- Walster, E. (1966) Assignment of responsibility for an accident. *Journal of Personality and Social Psychology*, 3, 73-79.
- Weiner, B. (2001) An attributional approach to perceived responsibility for transgressions: extensions to child abuse, punishment goals and political ideology. In Auhagen, A., E., and Bierhoff, H. (eds.) *Responsibility: The many faces of a social phenomenon*. London, UK: Routledge.
- Willis, C. E. (1992) The effects of sex role stereotype, victim and defendant race, and prior relationship on rape culpability attributions. *Sex Role*, 26, 213-226.
- Workman, J. E., and Freeburg, E. F. (1999) An examination of date rape, victim dress, and perceiver variables within the context of attribution theory. *Sex Roles*,

41, 261-277.

Yamawaki, N. and Tschanz, B. T. (2005) Rape perception differences between Japanese and American college students: On the mediating influence of gender role traditionality. *Sex Roles*, 52, 379-392.